

規制の事後評価書

法令の名称：放射性同位元素等の規制に関する法律（昭和32年法律第167号）

規制の名称：放射性同位元素の防護措置の義務化

規制導入時の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：原子力規制庁 長官官房 放射線防護グループ 放射線規制部門

評価実施時期：令和7年8月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

・危険性の高い放射性同位元素（特定放射性同位元素）を取り扱う事業者に対し、現行の放射線障害の防止に係る措置に加えて、放射性同位元素の盗取を防止するための措置（以下「防護措置」という。）の実施を義務付ける。

<今後の対応>

そのまま継続 拡充して継続 緩和して継続 廃止

<課題の解消・予防の概況>

おおむね想定どおり
想定を下回るが、対応の変更は不要
想定を下回り、対応の変更が必要
想定を設定していないが、対応の変更は不要
想定を設定していないが、対応の変更が必要

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

おおむね想定どおり
想定を上回るが、対応の変更は不要
想定を上回り、対応の変更が必要
想定を設定していないが、対応の変更は不要
想定を設定していないが、対応の変更が必要

<行政費用の概況>

おおむね想定どおり
想定を上回るが、対応の変更は不要
想定を上回り、対応の変更が必要
想定を設定していないが、対応の変更は不要
想定を設定していないが、対応の変更が必要

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

- おおむね想定どおり
- 想定を上回るが、対応の変更は不要
- 想定を上回り、対応の変更が必要
- 想定を設定していないが、対応の変更は不要
- 想定を設定していないが、対応の変更が必要

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
盗取された放射性同位元素によるテロリズム行為等の発生の未然防止効果	事前評価時	<p>国際水準に適合した規制制度となり、日本の原子力規制の国際的な信頼性が向上する。</p> <p>事業者が防護措置を適切に講じることで、盗取された放射性同位元素によるテロリズム行為の発生や、それに伴う社会的な信頼の失墜等のリスクを低減することができる。</p>
	事後評価時	<p>IAEA のセキュリティ勧告等に適合した規制制度となり、日本の原子力規制の国際的な信頼性が向上した。令和6年度に実施した国際核物質防護諮問サービス（IPPAS）ミッションにおいても、「日本の核セキュリティ体制は強固である。」との見解が示された。</p> <p>特定放射性同位元素を取り扱う全ての事業者（約450事業所）において防護措置が実施されていることを立入検査により確認している。</p> <p>本制度導入以降の盗取や紛失等の発生件数は0件であり、未然防止の効果が確認された。</p>

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
機器の新設に要する費用	事前評価時	<p>事業者には防護措置の実施を要求するため、機器の新設（例えば監視カメラ、侵入検知装置等の設置）等について費用が生じると考えられる。なお、これらの装置については、規制要求を満たせば、放射線障害防止の観点から設置されている既設の設備を活用することも可能である。</p>
	事後評価時	<p>事業者には防護措置の実施を要求するため、機器の新設（例えば監視カメラ、侵入検知装置等の設置）等について費用負担が発生した。</p> <p>本費用は各事業者の業務体制や事業の規模等の個々の事情等により大きく異なることから総額を示すことは困難である。</p>

■ 行政費用

		算出方法と数値
① 検査対応などに要する費用	事前評価時	<p>新たに事業者の防護措置の実施状況等に関する検査を行う職員の増員やその育成のための行政費用が生じる。具体的には、平成29年度には原子力施設の検査を行う部門、検査官を育成する部門、放射性同位元素の規制を行う部門、法令業務を行う部門に</p>

		において計 40 名の定員を増員しており、今後も新しい検査制度実施に向け、体制の整備を行っていく予定である。
	事後評価時	年間総件数 97.6 件（注 1）の防護措置に係る立入検査を行うために、令和元年から令和 6 年度にかけて約 10 名の検査官の増員措置を講じた。

注 1) 「年間総件数」は、規制導入後 5 年間の平均件数。

■その他の負担
—

3 考察

対象となる全ての事業者等において所要の対応がなされており、本制度は適切に運用されている。特定放射性同位元素の盗取を防止するため、引き続き、本制度を継続する必要がある。